

令和6年度 第1回

# 議員説明会会議録

令和6年10月28日

小山広域保健衛生組合議会

# 令和6年度 第1回 小山広域保健衛生組合議会議員説明会次第

日 時：令和6年10月28日（月）

午前9時～

場 所：小山広域保健衛生組合

2階 大会議室

## 1 開 会

## 2 あいさつ

## 3 報告事項

- (1) 小山広域保健衛生組合指定金融機関設置条例の一部改正について
- (2) 小山広域保健衛生組合夜間休日急患診療所の設置及び運営に関する条例の一部改正について
- (3) 小山広域保健衛生組合休日急患歯科診療所の設置及び運営に関する条例の一部改正について
- (4) 小山広域保健衛生組合小山聖苑の設置、管理及び使用料条例の一部改正について
- (5) 建設工事請負契約の一部変更について
- (6) 第2期エネルギー回収推進施設整備・運営事業建設工事の進捗について
- (7) 指定ごみ袋制度について
- (8) 小山広域クリーンセンター調整池の行政財産使用許可（小山市によるドッグラン利用）について

## 4 閉 会

◎開 会（午前9時）

○鹿久保礼子総務課長 皆様、おはようございます。

議員説明会の開会に先立ちまして、本年8月4日執行の野木町長選挙におきまして、真瀬宏子町長が再選されておりますので、ご挨拶をお願いしたいと存じます。

○真瀬宏子町長 失礼いたします。

おはようございます。

去る8月4日、野木町長選におきまして、再選を果たせまして、やっと皆様のお仲間に、引き続き、ご指導ご支援いただくことになりました。

真瀬宏子でございます。

どうぞよろしく願い申し上げましてご挨拶とさせていただきます。

ありがとうございます。

---

午前9時2分 開 会

○鹿久保礼子総務課長 ありがとうございます。

ただいまから、令和6年度第1回小山広域保健衛生組合議員説明会を開会させていただきます。

本日の会議ですが、津野田議員より欠席する旨、森田議員、並びに橋本議員より遅刻する旨、連絡がありましたので、ご報告いたします。

では、開会にあたりまして、福田議長から、ご挨拶をいただきたいと思います。

---

◎議長挨拶

○福田洋一議長 皆さん、おはようございます。

大変、早朝よりご苦労様です。

議員説明会の開会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げたいと思います。

本日は、執行部からの依頼によりまして、議員説明会が開催の運びとなりましたが、議員の皆様には、大変寝不足の中でございますが、ご出席を賜り誠にありがとうございます。

本日の報告事項は、「小山広域保健衛生組合指定金融機関設置条例の一部改正について」、「小山広域保健衛生組合夜間休日急患診療所の設置及び運営に関する条例の一部改正について」、「小山広域保健衛生組合休日急患歯科診療所の設置及び運営に関する条例の一部改正について」、「小山広域保健衛生組合小山聖苑の設置、管理及び使用料条例の一部改正について」、「建設工事請負契約の一部改正について」、「第2期エネルギー回収推進施設整備・運営事業建設工事の進捗について」、「指定ごみ袋制度について」、「小山広域クリーンセンター調整池の行政財産使用許可（小山市によるドッグランの利用）について」、計8件でございます。

この後、執行部から説明がございしますが、議員の皆様からのご意見、ご質問等を頂きながら、会議を進めて参りたいと思います。

最後になりますが、会議の進行にあたりましては、各位の特段のご協力を賜りますようお願いを申し上げます、開会にあたってのご挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしく申し上げます。

---

◎管理者挨拶

○鹿久保礼子総務課長 ありがとうございます。

次に、管理者からご挨拶申し上げます。

○浅野正富管理者 皆様、おはようございます。

本日は、大変お忙しい中、説明会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

本日は、報告事項8件についてご説明申し上げます。

どうぞ、よろしくお願い申し上げます。

---

◎報告事項

○鹿久保礼子総務課長 ありがとうございます。

次に、報告事項に入りますが、福田議長の進行により、お願いしたいと思います。

議長、よろしくお願いいたします。

---

(1) 小山広域保健衛生組合指定金融機関設置条例の一部改正について

○福田洋一議長 それでは、議員説明会の進行役を務めさせていただきたいと思います。

次第書3、報告事項(1)「小山広域保健衛生組合指定金融機関設置条例の一部改正について」、事務局からの説明をお願いいたします。

鹿久保総務課長。

○鹿久保礼子総務課長 はい。着座にて説明させていただきます。

「小山広域保健衛生組合指定金融機関設置条例の一部改正」について、ご説明申し上げます。

1ページ、資料1をご覧ください。

現在、組合の指定金融機関は足利小山信用金庫であり、組合では、小山広域保健衛生組合指定金融機関設置条例第2条に基づき、議会の議決を経て、2年に1度、金融機関の指定を実施してまいりました。

この指定方法について、近隣の自治体に調査したところ、契約の更新にあたって、定期的に議会の議決を経ている自治体はありませんでした。

また、地方自治法施行令第168条第2項に「市町村は、地方自治法第235条第2項の規定により、議会の議決を経て、一の金融機関を指定して、当該市町村の公金の収納及び支払の事務を取り扱わせることができる」とありますが、栃木県市町村課に確認したところ、「指定金融機関が別主体になる場合は新たな議決を要し、変更がない場合は議決を要しない」との回答をいただきました。

このことから、組合においても、近隣自治体と同様に、金融機関の指定について効率的な運用を行えるようにするため、見出し及び文言の整理を行うものでございます。

2ページの改正する条例(案)の新旧対照表をご覧ください。

第2条、見出しを契約期間と改正し、指定金融機関の契約更新は、2年とする、文言の整理を行うものでございます。

なお、施行期日は、令和7年4月1日からとするものでございます。

本条例につきましては、この後開催されます議会定例会において、議案第6号として上程するものでございます。

説明は、以上でございます。

○福田洋一議長 ありがとうございます。

ただいま事務局から「指定金融機関設置条例の一部改正について」説明がありましたが、ご意見がありましたら、発言をお願いしたいと思います。

○福田洋一議長 はい。秋山幸男議員。

○秋山幸男議員 「金融機関設置条例の一部改正について」、提案理由がよく理解できないですね。

というのは指定した金融機関に変更がある場合は、新たな議決を要するが、同一主体の場合は、議決を要しない。

県の方から回答があったっていうが、これは全然、県とは関係ないんじゃないか。

主体はあくまでも小山広域保健衛生組合で決めることであって、県でどうこうって言われる筋合いはないと。

やはり、議会はチェック機関である、ということから考えれば、当然議会で審議をして決定をするのが、当然だと思うんですね。

金融機関の指定について、効果的な運用を行えるようにするとありますが、これは、事務局サイドで事務上の軽減がなされるとか、何かそのような理由があるんですか。

これだけだったら別に私は変える必要がないと。

やはり、今後、議会で金融機関についてもチェックをする、新しく議員になられた方についてはわからないわけですよ。

どういう風に金融機関の指定がなされているのか。

2年に1回をやっても、別に事務的にもね、そんな負担になるわけではないですし、当然私は、このままで、この条例あえて改正する必要はないのではないかと考えているんです。

その辺のところをこの提案理由の説明をもっと、こういうことで変更したい、県で、他の市町村でやっているから、それに合わせるということは全く論外の話です。

やはりここが主体ですからね。

ここで決めることであって金融機関も、当然そんな2年に1度で、変わるようなことはないと思うんですよ。

何か金融機関に不都合があったりして、小山広域保健衛生組合において不利益なことが発生したという場合は、当然変える必要はあるかと思うんですが、なければ、一応こういうことで前回同様、お願いしますとか、提案すればほとんど、それで、議決されると思うんです。

あえてわざわざ、県の方からそういうふうな問い合わせをしたら、これは事務方の方で、効果的な運用ができるようにするっていう、そこのところを説明願いたいと、詳細をお願いします。

○福田洋一議長 答弁、細島事務局長。

○細島議事務局長 はい、ただいまのご質問にお答え申し上げます。

まず、第1点、指定金融機関の議決につきましては、条例の前に地方自治法235条の規定で議決を要するとなっております。

近隣自治体に調査したところ、それを2年毎になされてないということで、調査しましたところ、この自治法の解釈、これについては県の市町村課に確認をさせていただいたところ です。

ですので、議決要件は自治法で決められておまして、その後、先ほど説明しました通り、金融機関主体が変わらなければ、議決はいらないという解釈だというふうに回答いただきました。

その後、効率的な運用を行えるようにする、というところがあたかも、事務局が事務局側の効率を求めるような書き方になってしまっているんですけれども、例え一つの議案につきましても、議員の皆様方に集まっていたいて、その場で審議していただくという手間、同じ金融機関を継続するに当たっても、その時間と手間を割いてしまうというところ です。

組合サイド、事務局サイドもそうですが、議員さん側の方の効率性も考えて今回は提案させていただきました。

ただ先ほど秋山議員がおっしゃられたように、組合と言う性格上、2年ですとか4年には議員の皆さん変わってしまうという中で、過去の経緯がわからないんだから組合はまた特殊事情だと、2年毎に議決するべきじゃないか、というご意見がありましたら、それはそういった方向で検討し直すということになります。

ただ、この後議案として提出させていただいておりますので、これが否決になれば、また検討し直すということで考えさせていただきたいと思っております。

よろしく申し上げます。

○福田洋一議長 はい。7番、秋山幸男議員。

○秋山幸男議員 効果的な運用ということで、このためにだけ招集するっていうことは非常にあたっていることでもありますけど。

このために集めるということは今まで、役員が変わったり、というときもずっと先延ばしして、何かあるときに一緒に議案として出すっていう方法をとれるわけですよ。

何が何でももう、ここで決めなくちゃなんないとか、ある程度余裕があるその場合、前もってとか、そういうふうな何かこの議員を招集したときに、これについても説明すればいいわけでありまして、特別、金融機関指定だけで議員を招集するということは、今までの計画からしてもあり得ないわけですよ。

あえてそこをなぜ主張するのか。

できるわけですよ。

あえて特別召集しなくても、今までのいろいろな招集をかけたときに、この議案についても、皆さんに告知っていうか説明をしておいてっていうことができるわけですよ。

だから、効果的な運用とかこういう文言は、私は全く不適切であるし、この条例を変えてまで、わざわざ、私は、この自治法で定められていること、これが一番、上位法ですかね。

これが一番ふさわしいのではないかと思うんです。

議会にとって皆さんにもいろいろわかっていただけたところをあえてここで改正を提案する必要はないと私は考えています。

もう一度お願いします。

○福田洋一議長 答弁、細島事務局長。

○細島議事務局長 はい、ただいまのご質問にお答え申し上げます。

秋山議員がおっしゃったとお趣旨では、

○秋山幸男議員 では、そのようにしてください。

その通りだと。

○細島議事務局長 いや、趣旨理由につきましては、我々の記載の仕方、効率的という書き方がちょっと誤解を招くような表現であったかとは思いますが。

ただ先ほど申し上げましたように、事務局だけの効率性を求めるのではなく、たとえ一件の議案であっても説明の時間、それから皆さんの審議の時間を割いてしまうということも含めて、効率的という表現をしてしまいました。

また構成市町ですね。

小山、下野、野木、上三川町につきましても、同じような自治法に基づいての議決、県の市町村課の回答にあったとおり、別主体が変わるときには議決が必要ですよという法の解釈をいただきましたので、今回あえて提案をさせていただきました。

このあと議案として出されたときに秋山議員がおっしゃるように、それは組合としては、不適切だということであれば、もし否決されるのであれば、そこは真摯に受けとめてそうさせていただきます。

以上でございます。

よろしくお願いします。

○福田洋一議長 はい、その他ございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

---

(2) 小山広域保健衛生組合夜間休日急患診療所の設置及び運営に関する条例の一部改正について

○福田洋一議長 ないようですので、次に(2)「小山広域保健衛生組合夜間休日急患診療所の設置及び運営に関する条例の一部改正について」、事務局から説明をお願いいたします。

鹿久保総務課長。

○鹿久保礼子総務課長 「小山広域保健衛生組合夜間休日急患診療所の設置及び運営に関する条例の一部改正について」、ご説明申し上げます。

3ページ、資料2をご覧ください。

夜間休日急患診療所では、診療科目、診療日及び診療時間を定めて運用しておりますが、その根拠を明確にするため、条例に追加し、また所要の改正を行うものでございます。

4 ページの改正する条例(案)の新旧対照表をご覧ください。

第3条、見出しを診療所運営委員会と改正し、第4条、見出しに診療科目を追加し、内科及び小児科とするものです。

第5条、見出しに診療日及び診療時間を追加し、記載のとおりとするものです。

また、新型コロナウイルス感染症が流行した際に、臨時に、診療日及び診療時間を変更して検査を実施した経緯があることや、不測の事態が発生したことを考慮し、第2項に、管理者が特に必要と認める場合は、臨時に変更することができるかと追加するものでございます。

次に、第9条、職員の規定を削除するものでございます。

なお、施行期日は、公布の日からとするものでございます。

本条例につきましては、この後開催されます議会定例会において、議案第7号として上程するものでございます。

説明は以上でございます。

○福田洋一議長 はい、ありがとうございます。

ただいまの一部改正について説明がございましたが、ご意見がありましたら、発言をお願いいたします。

○福田洋一議長 はい。9番、佐藤忠博議員。

○佐藤忠博議員 ご説明ありがとうございます。

説明の中で、やむを得ないケースというのが、謳われていますけれども、変更を認めるということなんですが、その判断基準というのは、どのような判断基準になるのでしょうか。

確認をさせてください。

○福田洋一議長 答弁、鹿久保総務課長。

○鹿久保礼子総務課長 ただいまのご質問に、お答え申し上げます。

想定できるものとしまして、災害ですとか、やはり感染症が発生した場合を考えております。

説明は以上でございます。

○福田洋一議長 はい。9番、佐藤忠博議員。

○佐藤忠博議員 感染症だけのそういう状況のときにやむを得ないケースという捉え方でよろしいでしょうか。

○福田洋一議長 はい。災害と感染症。

○佐藤忠博議員 災害。はい。ありがとうございます。

○福田洋一議長 はい。12番、福田幸平議員。

○福田幸平議員 ちょっと確認させていただきます。

第4条のところに診療科目は内科及び小児科とする、という記載があるんですけども、以前も同じだったので書き変えるだけなのか以前は違ったのかというところが1点と、第9条の職員を割愛する理由を教えてください。

○福田洋一議長 答弁、鹿久保総務課長。

○鹿久保礼子総務課長 ただいまのご質問にお答え申し上げます。

診療科目については、内科、小児科ということで現在もこのように周知をしているところではありますが、実際条例に記載をされていなかったことから、今回追加させていただくものでございます。

また職員につきましては、以前職員が従事していた経緯がございますが、現在は受付業務につきましては、委託業者が請け負っておりますので、こちらの部分につきまして削除させていただきたいと考えております。

説明は以上でございます。

○福田洋一議長 はい。12番、福田幸平議員

○福田幸平議員 ご説明ありがとうございます。

ということは、内科及び小児科ということを明記して、それ以外の診療科でもしあるときは、救急当番病院が受けるっていう認識でよろしいですか。

○福田洋一議長 答弁、鹿久保総務課長。

○鹿久保礼子総務課長 ただいまのご質問にお答え申し上げます。

はい。その通りでございます。

○福田幸平議員 はい、了解です。

○福田洋一議長 他にございますか。

はい。7番、秋山幸男議員。

○秋山幸男議員 臨時に変更した場合、市民、町民はこれについて、周知は、どういうふうになされるのか。

○福田洋一議長 答弁、鹿久保総務課長。

○鹿久保礼子総務課長 ただいまのご質問にお答え申し上げます。

ホームページ、広報もしくは担当課を通しまして、周知を徹底してまいりたいと思っております。

説明は以上でございます。

○福田洋一議長 はい、その他ございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

---

(3) 小山広域保健衛生組合休日急患歯科診療所の設置及び運営に関する条例の一部改正について

○福田洋一議長 ないようですので、次に(3)「小山広域保健衛生組合休日急患歯科診療所の設置及び運営に関する条例の一部改正について」、事務局から説明をお願いいたします。

鹿久保総務課長。

○鹿久保礼子総務課長 「小山広域保健衛生組合休日急患歯科診療所の設置及び運営に関する条例の一部改正」について、ご説明申し上げます。

6ページ、資料3をご覧ください。

休日急患歯科診療所では、夜間休日急患診療所と同様に、診療科目、診療日及び診療時間を定めて運用しておりますが、その根拠を明確にするため、条例に追加し、また所要の改正を行うものでございます。

7ページの改正する条例(案)の新旧対照表をご覧ください。

第4条、見出しに診療科目を追加し、歯科とするものです。

第5条、見出しに診療日及び診療時間を追加し、記載のとおりとするものでございます。

また、夜間休日急患診療所と同様に、第2項を追加するものでございます。

なお、施行期日は、公布の日からとするものでございます。

本条例につきましては、この後開催されます議会定例会において、議案第8号として上程するものでございます。

説明は、以上でございます。

○福田洋一議長 ありがとうございます。

ただいまの事務局の説明についてご意見等がありましたら、発言をお願いいたします。

〔「なし」と言う者あり〕

---

(4) 小山広域保健衛生組合小山聖苑の設置、管理及び使用料条例の一部改正について

○福田洋一議長 ないようですので、次に移らせていただきたいと思います。

(4)「小山広域保健衛生組合小山聖苑の設置、管理及び使用料条例の一部改正について」、事務局から説明をお願いいたします。

伊澤施設課長補佐。

○伊澤勇施設課長補佐 「小山広域保健衛生組合小山聖苑の設置、管理及び使用料条例の一部改正」について、ご説明申し上げます。

8ページ、資料4をご覧ください。

小山聖苑では、令和2年度から令和4年度のコロナ禍において、表1のとおり、管外からの火葬場利用者が急増し、特に令和4年度につきましては、105件と、前年度の倍近い管外利用がありました。

令和5年度には管外利用者は減少しましたが、コロナ禍前の水準までは戻っておりません。

小山聖苑の管外利用者の火葬場使用料は、組合近隣自治体と比較すると、表2のとおり使用料が一番安価な設定となっております。

このことから、コロナ禍で急増した管外火葬需要が小山聖苑に集中し、少なからず管内住民の利用に影響を与えたものと考えられます。

小山聖苑は管内住民の利用を最優先すべき施設であり、多数の管外利用者を想定した施設ではございません。

しかしながら、様々な事情により、管外住民の方が、小山聖苑を利用せざるを得ないケースも考えられます。

このことから、小山市、下野市、野木町、管内住民の利用に影響を与えることを防ぎ、かつ、真にやむを得ず、小山聖苑を利用される場合には、火葬等に要する費用の実費相当額をご負担いただくよう、管外利用者の使用料を改定するものでございます。

使用料の改定にあたりましては、受益者負担の原則から、施設の新築や改築に要する費用、指定管理に要する費用、火葬炉の増設・更新等の各種施設整備費用等を総合的に勘案し、本来受益者にご負担いただくべき費用を算出しております。

9ページをご覧ください。

表3、火葬等1件あたりの費用を算出した結果を掲載しております。

算出結果につきましては、火葬費用が約5万円、待合室費用が約2万5千円、霊安室費用は約1万9千円となりました。

2.改正内容(案)についてであります。恐れ入りますが、10ページ、別紙資料1の改正条例(案)をご覧ください。

算出した費用をもとに、管外利用者にご負担いただくべき費用を反映し、使用料の改定を実施するものでございます。

火葬費用につきましては、12歳以上の大人が現行の2万円から5万円と3万円の増、12歳未満の子供が、1万2千円から3万円と1万8千円の増、死産児が6千円から1万5千円と9千円の増、改葬遺体が9千円から2万3千円と1万4千円の増、身体の一部および胞衣の焼却が3千円から8千円と5千円の増となります。

斎場使用料のうち、待合室につきましては、6千円から2万5千円と1万9千円の増となります。

大・小式場および式場控室につきましては、変更はございません。

霊安室につきましては1万円から1万9千円と9千円の増となります。

なお、冒頭にもご説明申し上げましたとおり、今回改定対象となる使用料は管外料金のみであり、管内料金の変更はございません。

9ページにお戻りください。

3.今後の予定につきまして、ご説明申し上げます。

施行期日は、令和7年3月31日までの周知期間を経て、令和7年4月1日からとするものでございます。

本条例につきましては、この後開催されます議会定例会において、議案第9号として上程するものでございます。

説明は、以上でございます。

○福田洋一議長 はい、ありがとうございます。

ただいま一部改正について、説明がございました。

ご意見がありましたら、発言をお願いいたします。

よろしいでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

---

(5) 建設工事請負契約の一部変更について

○福田洋一議長 ないようですので、次に（５）「建設工事請負契約の一部変更について」、事務局から説明をお願いいたします。

坂本施設課長。

○坂本秀行施設課長 着座にてご説明させていただきます。

「建設工事請負契約の一部変更」について、ご説明申し上げます。

11ページ、資料5をご覧ください。

今回、建設工事請負契約の一部変更を行う工事は、「小山広域保健衛生組合第2期エネルギー回収推進施設整備・運営事業建設工事」でございます。

2の変更の趣旨及び理由についてですが、令和5年3月に契約を締結した、小山広域保健衛生組合第2期エネルギー回収推進施設整備・運営事業建設工事について、賃金、物価等の急激な変動、いわゆるインフレーションに対処するため、小山広域保健衛生組合建設工事請負契約書第28条第6項（インフレスライド条項）「予測することのできない、特別な事情により、工期内において、日本国内にて急激なインフレーションを生じ、請負代金が著しく不相当となったときは、受注者は請負代金の変更を請求できる」より、受・発注者間で栃木県「インフレスライド条項運用マニュアル」今後はマニュアルと言いますが、を参考に協議を重ね、請負金額変更するものでございます。

建設工事請負契約の一部変更は、小山広域保健衛生組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会に提案するものでございます。

請負代金額の変更につきましては、「変更前請負代金額」229億4,600万円が、239億661万9千円に、9億6,061万9千円、4.186%増額変更するものでございます。

変更契約の締結日は、小山広域保健衛生組合議会で議決を得た日といたします。

参考資料といたしまして、12ページに「別紙1」、13ページに「別紙2」、14ページに「別紙3」を添付しております。

12ページ、「別紙1」をご覧ください。

マニュアルに沿った、インフレスライドによる請負代金額の変更までの手順について、ご説明いたします。

第2期建設工事は、フロー図の1番上、令和4年10月7日に入札を執行しており、その日が起算日となります。

その後、賃金、物価等に急激な変動（インフレーション）が生じたことから、フロー図の2番目、令和6年1月24日に、受注者より、インフレスライド変更の請求がございました。

この、令和6年1月24日が基準日となります。

起算日の令和4年10月と、基準日の令和6年1月の物価水準を比較し、資材、労務単価がどれくらい上がったかを受・発注者間で協議し、インフレスライド額を確定いたします。

フローの中段あたり、スライド額協議開始日を令和6年8月1日とする旨、受注者側に通知しておりましたが、請負代金額が約229億円と大きいことから、マニュアルのとおり14日間では

スライド額の精査・確定に至らず、受・発注者間の協議により、この期間を延長し、9月2日にスライド額を確定させました。

精査により、事業者提案スライド額を約2,000万円削減いたしました。

13ページ、「別紙2」をご覧ください。

上の表は、当初請負代金額とインフレスライド変更後の比較となります。

インフレスライドによる増額は、9億6,061万9000円、上昇率は4.186%となります。

下の表は、令和6年3月8日に開催されました、令和5年度第3回議員説明会にて、ご説明させていただきましたインフレスライド変更後の概算額でございます。

その時点でのインフレスライド概算増額は、9億2,013万157円、上昇率が4.009%ございましたので、概算より約4,000万円増加の結果となりました。

右側の図が、インフレスライドの考え方となります。

インフレスライドは、『基準日(令和6年1月24日)時点における出来高金額を除いた残工事費(P1)』が対象となります。

残工事費の土木建築工事、プラント工事について、日本銀行の企業物価指数や、国土交通省労務単価、公の単価として採用が認められている刊行物掲載の資材単価などを基に、インフレスライド額を算定いたしました。

マニュアルに基づき、算定結果から、事業者負担分として1%、約2億2,790万円を除外した、残りの分、9億6,061万9千円がインフレスライドによる増額分となります。

14ページ、「別紙3」をご覧ください。

資料上段のグラフは、プラント工事の各機器について、日銀企業物価指数を参考に、起算日から基準日までに物価指数がどの程度変動したかを、受・発注者間で協議し決定した表の一例となります。

なお、縦軸は令和2年の平均を100とした場合の指数となります。

また、下の表は、公共工事設計労務単価の推移を示しております。

例としてグラフの上から3つ目、黄色で囲まれた「①耐火物」をご覧ください。

グラフの左側、起算日令和4年10月の指数が117.9に対し、基準日令和6年1月の指数が127.1であることから、7.8%の上昇率となります。

他の機器についても同手法で上昇率を算定しております。

機器によっては、指数が横ばいのものや、若干下がっているものもございますが、全体的に物価指数は上昇しております。

また、下の表は公共工事設計労務単価の推移を示しております。

例として表の左端「普通作業員」では、上段の起算日令和4年10月の単価が19,800円に対し、下段の基準日令和6年1月の単価が21,200円であることから、7.07%の上昇率となっております。

他の労務単価につきましても、表のとおり、最も上昇率の低い鉄骨工でも2.84%の上昇率、最も上昇率の高い設備機械工では、9.01%の上昇率となっております。

これらの指数の上昇率や、労務単価の上昇に加え、基準日時点の刊行物掲載の資材単価を用いることにより、インフレスライドによる変更額を算定しております。

本請負金額の一部変更につきましては、この後開催されます議会定例会において、議案第10号として上程するものでございます。

説明は以上でございます。

○福田洋一議長 ありがとうございます。

工事請負契約の一部変更について説明がございましたが、ご意見がありましたら発言をお願いいたします。

○福田洋一議長 はい。3番、宮崎美知子議員。

○宮崎美知子議員 何点か伺いたいと思います。

変更増額分として9億6千万円が今回上程されておりますけれども、9億6千万円のうち、人件費、賃金及び物価等の増額分のそれぞれの内訳額というのはどのようなものでしょうか。

○福田洋一議長 答弁、坂本施設課長。

○坂本秀行施設課長 はい。ただいまのご質問にお答えします。

全体的な人件費の金額とか、物価の金額というのは計算で出していませんが、インフレスライドをやる場合に、焼却炉などの大きな機器については、高額なものであり、市場に出回っているものではございません。

新しく作るものなので、全て見積りにて金額を出しております。

その場合につきましては、日銀の物価指数において、その機器について、だいたいどのぐらい上昇したかというパーセントで率を挙げ、金額を出しております。

また労務単価につきましても、先ほどご説明いたしました人工の単価が上がっておりまして、この単価を建築であれば、複合単価として建設するに当たって、この工事をするには、人工がどのぐらいかかるということで入っております、それでだいたい幾らかという計算はしておりますのでございまして、今私どもが手にしている資料の中では、人工のものと、資材の部分についての金額というのが今、手元にないものですから、こういったことになってまいります。

申し訳ございません。

実際には、細かく設計書を見ていけばわかると思うんですが、この場でいくらかってというのはちょっと出すのが難しいことになっています。

○福田洋一議長 細かいのとちょっと時間がかかりそうですので今お答えできないようです。

その他よろしいですか。

○福田洋一議長 はい。宮崎美智子議員。

○宮崎美知子議員 すいません。

ただいまの質問に関連してなんですけれども、ここに工期末が令和9年3月ということで、あと今の時点からは約2年半ほどあるわけなんですけれども、今回のスライド、これをインフレスライドこれだけでこのお話をするというような予測でよろしいでしょうか。

○福田洋一議長 答弁、坂本施設課長。

○坂本秀行施設課長 はい。ただいまのご質問にお答えいたします。

工期がまだ2年近く残っております。

インフレスライドに関しましては、何回やってもいいというふうに決まっております。

ですので、急激なインフレで今回、インフレスライドするのですが、その後また急激に物価が上昇、人件費が上昇した場合には、事業者の方から請求がありましたら、また協議していくということが必要になってきます。

回答は以上になります。

よろしく願いいたします。

○福田洋一議長 よろしいですか。

○宮崎美知子議員 もう一つ。はい。

○福田洋一議長 3番、宮崎美智子議員。

○宮崎美知子議員 すいません。

今のご質問に関連してなんですけども、賃金と人件費のスライドということで、ここに表を出されておりますけれども、この後変更されたその人件費、賃金っていうのが、確かに、労働者に支払われたかどうかというような、確認というか、そういうようなものっていうのは、何かそういう方法というのは、小山広域の方ではないのでしょうか。

○福田洋一議長 答弁、坂本施設課長。

○坂本秀行施設課長 ただいまのご質問にお答えいたします。

実際に事業者が労働者の方に労働対価として払った賃金につきましては、私どもの方で調査して幾ら払ったというのがわからないものですから、今お答えすることはできません。

申し訳ございません。

○福田洋一議長 よろしいですか。そのほかございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

---

(6) 第2期エネルギー回収推進施設整備・運営事業建設工事の進捗について

○福田洋一議長 はい、ないようですので、次に移らせていただきます。

(6)「第2期エネルギー回収推進施設整備・運営事業建設工事の進捗について」、事務局から説明をお願いいたします。

坂本施設課長。

○坂本秀行施設課長 着座にてご説明させていただきます。

「小山広域保健衛生組合第2期エネルギー回収推進施設整備・運営事業建設工事の進捗」について、ご説明申し上げます。

15ページ、資料6をご覧ください。

あわせて、18ページ、「別紙1」をご覧ください。

本施設の建設工事は、「新直搬ヤード・計量棟」、「調整池」、「第2期焼却施設」の3つのエリアに分けて、並行して進めております。

18ページ「別紙1」の左上の写真は、本施設を上空から撮影したものになります。

手前側が思川で、奥側が小山市街地となります。

黄色の部分は「新直搬ヤード・計量棟」エリア、緑色の部分は「調整池」エリア、青い部分は、「第2期焼却施設」エリアを、それぞれ示しております。

15ページにお戻りください。

エリアごとに進捗状況をご説明いたします。

はじめに、(1)の「新直搬ヤード・計量棟」につきましては、建物の基礎工事が完了し、現在は鉄骨建方工事に着手しております。

11月上旬からは、屋根・外壁工事を行い、令和6年度中に完成を予定しております。

(2)の「調整池エリア」につきましては、敷地内に降った雨水を、雨水本管へ放流するために必要な放流柵や、放流管の設置工事に着手しております。

11月上旬からは、調整池堤体の築堤工事を行う予定でございます。

調整池は、令和6年度中に完成予定ですが、施設全体の雨水の接続は、令和8年度末となります。

(3)の「第2期焼却施設エリア」につきましては、建物を支える基礎杭の設置が完了し、現在は、ごみピット等の地下部を掘削する工事に着手しております。

ごみピット部は、現地盤から約13mの深さまで掘削するため、12月中旬まで行う予定でございます。

焼却施設は、令和8年度中に完成予定ですが、令和8年度中旬から、試運転を予定しております。

なお、19ページに概略の工程表を添付させていただいておりますので、後ほど、ご確認をお願いいたします。

16ページをご覧ください。

あわせて20ページ「別紙3」をご覧ください。

2の計画工程に対する進捗について、各エリアの問題点も含めて、ご説明させていただきます。

(1)の「新直搬ヤード・計量棟エリア」につきましては、発注前に確認できなかった、堅固な地盤や、埋設・残置されていた金属くずなどにより(20ページ「別紙3」の右上、図2、図3となります)、基礎杭116本中、82本の打設に影響が生じ、これらの支障物が発見される都度、予定外の調査・撤去・処分作業により、工程が遅延しました。

この遅延につきましては、基礎杭打設順番等を工夫することで、最小限に収めることができたため、現在、計画工程に大きな遅延は生じておりません。

(2)の「調整池エリア」につきましても、軽微な支障は生じましたが、計画工程に大きな遅延は生じておりません。

一方、(3)の「第2期焼却施設エリア」につきましては、発注前の調査で確認できなかった、コンクリートガラ、コンクリート杭、鋼矢板、金属くず、及び木くず等の支障物が、ごみピット

部掘削箇所の地表から5m～10mの位置に埋設・残置されており(20ページ「別紙3」の下、図4～図7になります)、こちらが残置されていたことから、ごみピット掘削時の湧水を防ぐために設置する遮水壁や建物の基礎杭打設の障害となりました。

このため、調査・撤去により、約1ヶ月の工程遅延が生じております。

今後、予定されている建築工事やプラントの設置工事にて工程を調整し、工程遅延の解消に努めてまいります。

次に、3の「施行時に判明した支障物撤去・処分に伴う請負代金の変更」についてですが、20ページ「別紙3」でご確認いただきました、支障物の撤去・処分等の費用につきましては、当初見込んでいなかったことから、契約書に基づき請負代金額の変更が必要となります。

費用の総額につきましては、現時点で作業が完了していないことから、今後詳細に精査し、金額が決まり次第、改めて「契約変更」も含め、ご説明したいと考えております。

説明は以上でございます。

○福田洋一議長 ありがとうございます。

ただいま工事の進捗ということで、事務局から説明がございました。

ご意見がありましたら発言をお願いいたします。

よろしいでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

---

#### (7) 指定ごみ袋制度について

○福田洋一議長 ないようですので次に(7)「指定ごみ袋制度について」、事務局から説明をお願いいたします。

福岡政策課長。

○福岡篤政策課長 「指定ごみ袋制度」について、ご説明申し上げます。

21ページ、資料7をご覧ください。

「1概要」でございますが、10月からもやすしかないごみを対象にした指定ごみ袋制度が始まりました。

令和7年3月までの半年間は、従来のごみ袋も使用できる移行期間とし、令和7年4月から完全実施となります。

今年度は、指定ごみ袋の製造・認定に係る取り組みと、ごみの排出事業者や販売店への周知を進めてまいりましたので、これらの状況と今後の周知スケジュールについてご説明申し上げます。

「2 指定ごみ袋の製造認定業者及び販売店の状況」でございますが、現在5社の製造業者に対して指定ごみ袋製造の認定をしており、各製造認定業者が製造・流通を行なっているところでございます。

本日お配りいたしました、別紙1をご覧ください。

指定ごみ袋の販売状況を掲載してございます。

9月以降、管内や近隣自治体の店舗で指定ごみ袋の販売が始まっておりまして、こちらの別紙1は10月25日先週金曜日の状況をあらわしてございます。

表の網掛①番の販売開始と、書いてあるところの店舗で販売している状況でございます。

販売店の数につきましては、今後完全実施に向けまして、徐々に増加していく見込みでございます。

資料の21ページにお戻りください。

「3 組合の周知スケジュール」でございますが、組合では、主に管内のごみ排出事業者と、近隣の自治体を含む販売店への周知を担当しております。

7月末にごみの排出事業者2,915社と販売店397箇所へ一度目の周知文を送付しまして、郵便料金値上げ前の9月末に2度目の周知文を送付したところでございます。

2度目の周知文には、販売店に対しましては24ページ、こちらのチラシポスター、それからごみの排出事業者に対しましては、右の25ページ、別紙3のチラシを同封して周知啓発をしているところでございます。

内容につきましては、後ほどご覧いただきたいと存じます。

今後につきましては、令和7年1月に、4月から指定ごみ袋制度が完全実施されることについて再度、周知文を送付する予定でございます。

次に22ページ、「4 構成市町の周知状況」をご覧ください。

各市町が実施しております、住民への周知活動についてまとめております。

各市町共に、住民に向けた各種説明会の開催に加えまして、要望のあった自治会等を対象とした説明会を実施しております。

その他の取り組みといたしましては、広報紙への掲載、それから主に自治会に加入していない住民への周知方法として、通知文の各戸送付やポスターの掲示、水道検針員を活用したビラの配布など様々な取り組みを進めているところでございます。

来年4月の完全実施に向けまして、市町と組合で協調しながら、引き続き周知啓発に努めてまいります。

説明は以上でございます。

○福田洋一議長 はい、ありがとうございます。

指定ごみ袋について説明がございました。

ご意見がありましたらお願いいたします。

12番、福田幸平議員。

○福田幸平議員 ご説明ありがとうございます。

2点ほど質問させていただきます。

1点目、一応、完全実施、本運用が令和7年4月からということなのですが、現時点で少なくとも私のところに7例ほど、市民からの意見が来ていまして、どういうことかということ、薄くてちょっとすぐ破けてしまうという例がちょっと多々聞かれています。

そこについて完全実施までのなんていうんでしょう。

改善点とかっていうのを考える余地があるのかどうか。

あとそういう意見が他にもあるのかどうか1点目です。

2点目は、販売状況のなかの欄でその他というところで今、問い合わせというところにコンビニエンスストアから入っているんですが、農村部の人たちから、今、売っている販売開始されているところがちょっと遠いので、できれば近くにあるそういう施設で早めに取り扱ってほしいという意見があったので、この辺の動向がどうなっているのか。

以上2点のご説明をお願いします。

○福田洋一議長 答弁、福岡政策課長。

○福岡篤政策課長 ただいまのご質問にお答えいたします。

組合の指定ごみ袋制度につきましては、仕様の範囲内で製造業者が任意に各社のノウハウに基づいてごみ袋を製造できるというような制度になってございます。

そのため仕様に基いて製造はしているんでございますけれども、販売が最も売れるというですかね商品の、最も売れる価格帯のところの袋が最も多く流通しているという現状がございます。

そのため、おそらく皆さん今、店頭に並んでいるものを手に取っていただきますと、最も薄いものがたくさん店頭に並んでいる、という状況がございます。

例えば、品揃えの多いホームセンターですとか、スーパーの比較的売り場面積の広いところをご覧いただきますと、厚みの厚い袋なども今、併売されております。

なかなかお近くの店舗で、そういったものを手に取るのは難しいこともあるかもしれないんですが、ぜひ厚いものという方であれば、厚みをちょっとご覧いただきながら、お選びいただければありがたいというふうに考えております。

ちなみに薄いものにつきましては、破れやすいというデメリットはあるんですけども、一方で材料となりますビニールの使用量が、今まで一般的に売られているものよりも3割近く減っているというような資源の節約になるようなメリットの面もございます。

ですので、ご自身のご利用のゴミの内容ですかね、そういったものと考えながらですね、使い分けていただけたらありがたいという風に考えております。

もう1点コンビニの取り扱いの見込みでございます。

ご指摘いただきましたように現在のところコンビニの店頭、残念ながらまだ並んでおりません。

デイリーヤマザキさんだけが今、もう並んでいるところでございます。

大手のコンビニさんですね。どちらも取り扱っていただける方向で今、準備が進んでおるところでございますけれども、コンビニさん、どうしても本社の方で取り扱うという手続きがですね、どうしても組織が大きいものですから、時間がかかっているようなところがございまして、今後4月に向けては間違いなく販売が開始される見込みでございます。

もう少しお時間いただきたいと存じます。

説明は以上でございます。

○福田洋一議長 12番、福田幸平議員。

○福田幸平議員 丁寧な説明ありがとうございました。

まず1点目の方なんですけども、破けやすいのも使い勝手、皆さん、こうなっているんですね。

慣れてきたところで、要は、薄いもので足りるようなものと厚いものじゃないと足りないものを使い分けしていただくのを少し慣れてもらってというのを様子見ながらという、見解でしょうかね。

わかりました。

それと2点目のコンビニについては、そうですね企業体系の関係から、まだ実施に至っているところが少ないというのは重々承知いたしましたので、サンプル品を贈るとか多分もう実施されているとは思いますが、早めに導入していただいて、住む地域によっての不便とかがないような心がけの方、前向きにご検討いただくよう、よろしくお願い申し上げます。

以上です。

○福田洋一議長 はい、その他ございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

---

(8) 小山広域クリーンセンター調整池の行政財産使用許可(小山市によるドッグランの利用)について

○福田洋一議長 ないようですので次に入らせていただきます。

次に(8)「小山広域クリーンセンター調整池の行政財産使用許可(小山市によるドッグランの利用)について」、事務局から説明をお願いいたします。

福岡政策課長。

○福岡篤政策課長 「小山広域クリーンセンター調整池の行政財産使用許可(小山市によるドッグラン利用)」について、ご説明申し上げます。

27ページ、資料8をご覧ください。

「1 概要」でございますが、このほど、小山市から小山広域クリーンセンター調整池を小山市のドッグランとして整備・活用することについて申し入れがあったことから、小山広域クリーンセンター調整池を小山市ドッグランとして行政財産使用許可することについてご説明するものでございます。

29ページ、A3の資料、別紙1をご覧ください。

調整池の現況写真とドッグランの整備イメージでございます。

この調整池は、近隣住民の皆様にご利用いただくために、広場のような開放型の調整池として整備されております。

コロナ禍以前でありますと、近隣自治会の団体が定期的にグラウンドゴルフで利用していましたが、現在は活動終了しておりますして、定期的な利用はない状況でございます。

現在は主に散歩ですとか、週末には親子の遊び場などとしてご利用いただいているところでございます。

それではドッグランの整備内容について小山市総合政策部からご説明申し上げます。

○福田洋一議長 はい、古川部長。

○古川都総合政策部長 小山市総合政策部古川と申します。

本日は、貴重なお時間をいただきまして、ありがとうございます。

恐れ入りますが、着座にて説明させていただきます。

資料の27ページにお戻りをいただきたいと存じます。

2.このたびの経緯でございますが、小山市では、これまで、公設のドックランがなく、近年のペット飼育率の高まりを反映いたしまして、市議会や市民の皆様から多くのドッグランの整備のご要望が寄せられておりました。

そこで、本年3月から、絹ふれあいの郷、小山市北西部の農産物直売所でございますが、そこに併設する形で仮設ドックラン約380㎡を試用運転しておりますが、試用運転に際しましての利用者アンケートでは、より広いドッグラン、大型犬の利用、市街地での整備などのご要望が寄せられているところでございます。

そのため、アンケート結果をもとに、市内での適地についての検討を進めましたところ、小山広域クリーンセンター調整池が有力な候補地として挙がりましたことから、当該地へのドックラン開設について、ご検討させていただきたく、この度、行政財産の使用についてお願いしようとするものでございます。

設置を予定しております施設の概要について、担当よりご説明させていただきます。

よろしくお願いたします。

○篠原正総合政策部次長 小山市総合政策部次長の篠原です。

着座にて引き続きご説明いたします。

3.施設概要について、29ページ、別紙1をご覧ください。

(1)本調整池の諸元でございますが、本調整池は、貯留能力4,900㎡となり、集計緑地面積を平地、平な部分の面積でございますが、こちらが4,082.047㎡となっております、付帯施設等としまして地図の5番の部分になりますが、そちらの方にあずまや、水道がございます。

続いて(2)ドックラン概要案です。

管理者は、小山市環境課が所管となります。

ドックラン面積は約1,600㎡あります。

そちらイメージ図にございますようにフリーエリアと小型犬エリアの2区画を予定しております。

続きまして28ページ、行政財産使用許可、こちら小山市から小山広域保健衛生組合様にお支払いする行政財産使用料概算につきましては、現額約6,400円。

こちらは調整池の土地評価額が㎡あたり100円×1,600㎡×4%。

こちらは令和6年度の固定資産税の評価額、小山広域保健衛生組合行政財産使用料条例に基づき計算の方をしております。

5.整備スケジュール案、10月28日本議員説明会で、利用につきまして、ご同意いただきました後には、11月5日小山市議会の議員説明会、年が明けまして1月ドッグラン施設設計業務、2月に行政財産の使用許可申請を小山市から小山広域保健衛生組合にさせていただき、3月から6月ドッグランの施設整備工事、6月下旬にドッグランのオープン予定ということで考えております。

維持管理につきましては、小山市シルバー人材センターへ委託を予定しております。

補足でございますが、本調整池はこの地図をA3で見ますと、①の部分ですね、北西の角に水の放流口がございます。

そちらにですね、水が溜まり、そこから水が放流されるような設計となっておりますので、ドッグランにつきましては極力調整池の機能を損なわないよう、東側に設置しております。

また周辺の自治会の皆様は、先ほどもお話がありましたが、現在利用されていないということなんですけれども今後も、自治会の皆様には丁寧にご説明を実施させていただきます。

ドッグラン開設後にあたりましては小山市民に限らず、小山広域保健衛生組合構成市町様を含め誰でも利用できるとドッグランとしての整備を予定しております。

なお、駐車場につきましては、やはりこのA3のですね⑧の部分、このところに約7台ほどとそれと隣接のふれあい健康センター、このA3でいきますと⑥の部分なんですけれども、その駐車場を無料で、共用で借りさせていただくということで確保を予定しております。

○福岡篤政策課長 小山広域保健衛生組合といたしましては、調整池を使用許可するにあたりまして懸案事項といたしまして、調整池の機能を損なわないこと、それから周辺住民の理解が得られること、ということがございますけれども、ただいま小山市の説明にありましたとおり、いずれも支障がないものというふうに考えてございます。

またドッグラン整備後につきましては、小山市と協力しながら、組合として引き続き調整池の適正管理に努めてまいります。

説明は以上でございます。

○福田洋一議長 ありがとうございます。

ただいまの事務局からの説明について、ご意見等がありましたら発言をお願いいたします。

はい。4番、坂口進治議員。

○坂口進治議員 はい、今の説明で調整池の機能を損なわないということですが、まず想定外の災害もそうでしょうけど、大雨が降ったときに、溜められた後と、どのぐらいで排水できるのか、要するにこのドッグランが使用できないというような状況に陥る場合も想定していると思うんですが、その辺のことっていうのは、どのぐらいでこれを使えるとか、年間どのぐらい使用ができるかというのは、測っていますかね。

その辺はいかがでしょう。

○福田洋一議長 答弁。はい、福岡政策課長。

○福岡篤政策課長 ただいまのご質問にお答えいたします。

大雨で調整池に水がたまった場合に、どれぐらいの日数使えないかというご質問でございましたけれども、今年度でいきますと、3日ほど調整池に水が入ったというような事例がございました。

ですが、水がたまるほどの雨でございますと、当然、外に出ていられないようなですね、今年度集中豪雨が何度かございましたけれども、そのような状況でございますので、利用制限していただくということは当然のことなんですけれども、基本的には外には利用者がいらっしやらないような状況であるかなというふうに考えているところでございます。

その他の日については問題なくご利用いただけるものと考えております。

よろしく願いいたします。

○福田洋一議長 4番、坂口進治議員。

○坂口進治議員 今、3日間っていうお話ですが、これ代替施設は、今、現在ドックランは、他にあるというお話を一応聞いたのですが、そちらの方に長期っていうことはないと思うんですけど、代わりの施設っていうのはお考えになっていらっしやるのでしょうか。

○福田洋一議長 答弁。篠原次長。

○篠原正総合政策部次長 はい。ただいまのご質問にお答えを申し上げます。

現在は小山市の方では絹ふれあいの里、そちらの方が令和6年3月から運用しておりまして、そちらが市内のもう1ヶ所の公設のドッグランの施設となっております。

○福田洋一議長 4番、坂口進治議員。

○坂口進治議員 はい。そうしますと、これはできても併用して利用するという事で考えてよろしいんですね。

○福田洋一議長 答弁。篠原次長。

○篠原正総合政策部次長 はい。ただいまのご質問にお答え申し上げます。

議員がおっしゃるとおりとなります。

よろしく願いいたします。

○坂口進治議員 了解です。

○福田洋一議長 はい、その他ございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○福田洋一議長 ないようですので、以上で、執行部からの報告会は終了とさせていただきます。

---

#### ◎その他

○福田洋一議長 その他、議員の皆様から何かございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

---

◎閉会の宣言

○福田洋一議長 ないようですので以上で本日の議員説明会を終了といたします。

それでは、この後、休憩をとりまして、10時25分から議会を再開したいと思いますので、よろしく願いいたします。

午前10時14分 閉 会